① 新たな教育大綱の策定の必要性

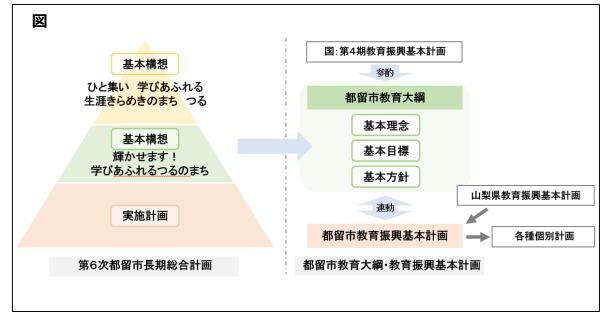
「都留市教育大綱」については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、平成27年に初めて策定し、現在は令和2年度から6年度を計画期間として教育行政を推進しているところ、令和6年度が最終年度となることから、令和7年度を始期とする「第3期都留市教育大綱」を策定しなければなりません。

※大綱の策定と併せて計画期間を一にする「都留市教育振興基本計画」についても新たな計画を教育委員会において策定します。

参考:法律上の位置付け	教育大綱	教育振興基本計画	
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育基本法	
策定主体	地方公共団体の長(市長)	地方公共団体	
策定方法	国の「教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じ策定		
範 囲	地方公共団体の教育、学術及び文化 地方公共団体における教育の振興の の振興に関する総合的な施策の大綱 ための施策に関する基本的な計画		
策定義務	必須	努力義務	

② 大綱の記載内容

令和7年度から11年度の5か年を計画期間とする「第3期都留市教育大綱」に関しては、右図のとおり、本市の最上位計画であり市政運営の羅針盤ともいえる「第6次都留市長期総合計画」との整合を図るとともに、国の「教育振興基本計画」を参酌し、教育・学術・文化等の振興のため、『基本理念』『基本目標』『基本方針』を定める内容となります。



都留市教育大綱(案)の策定に係る説明資料

③教育大綱 兼 教育振興基本計画の策定

教育大綱と教育振興基本計画については、共に教育施策の振興を目的とした計画ですが、これまでは大綱は市長部局、計画は教育委員会においてそれぞれ別の計画として策定しておりました。しかしながら、中長期的かつ総合的に教育行政の推進、学術・文化の振興を一層推進していくため、今回の改正から「(仮称)都留市教育プラン〜第3期都留市教育大綱・第3期都留市教育振興基本計画〜」として、両部局が大綱及び計画を作成する段階から調整を図りながら、一つのプランとして集約して策定することとしました。

【案】(仮称)都留市教育プラン

~第3期都留市教育大綱・第3期都留市教育振興基本計画~

第1部 教育大綱

第1章 目指す教育の将来像

1 大綱の趣旨 2 大綱の期間 3 基本理念 4 基本目標 5 基本方針

第2部 教育振興基本計画

第1章 計画策定の基本的な考え方

第2章 教育を取り巻く社会の状況と今後求められる方向性

第3章 都留市の教育の現状と課題

第4章 施策の展開

第5章 検証・評価と見直し

本日は第1部教育大綱中の基本理念、基本目標、 基本方針(案)をお示しさせていただきます。

全体のイメージを持っていただくために、第2部の教育振興基本計画に関する構成を例示しておりますが、こちらの構成及び内容については、今後、教育委員会に設置される計画策定委員会での議論の中で決定していくものとなります。

④教育大綱及び教育振興基本計画の策定までのスケジュール(予定)

R6.5	教育大綱等の策定に係る事務方協議	
R6.7~8	教育委員事前説明(策定方針等)	大綱兼計画の策定・大綱の記載内容について
R6.10	第1回総合教育会議	教育大綱に係る市長と教育委員会の協議⇒大綱(案)の決定
R6.11~	都留市教育振興基本計画策定委員会への 諮問及び答申	教育委員会にて設置する策定委員会において、教育振興基本計画の 記載内容について協議を行う
R7.1	第2回総合教育会議	振興基本計画に係る市長と教育委員会の協議 ⇒ 計画(案)の決定
R7.2	大綱兼計画(案)のパブリックコメントの実施	
R7.3	第3回総合教育会議	パブリックコメントの結果を踏まえた協議の後、大綱・計画の策定

都留市教育大綱(案)の策定に係る説明資料

⑤第3期都留市教育大綱(案)に掲げる基本理念等について

第3期都留市教育大綱について、第6次都留市長期総合計画及び国と県の教育振興基本計画を踏まえ、下記の通り基本理念、基本目標、基本方針を教育委員会事務局との事前協議、教育委員への事前説明を経て、市長部局(案)として作成しました。なお、基本理念及び基本目標については、現在の教育大綱と同様に第6次都留市長期総合計画を基にするため、内容の変更はありません。基本方針については国や県等の計画を参酌する中で、若干の変更(赤字部分)を行っております。

